

大形グリース阻集器製品規格

制定 1989年 2月 1日

改正 1990年 6月14日

改正 1993年 6月 3日

改正 2002年12月 6日

改正 2008年 9月10日

日 本 阻 集 器 工 業 会

1. 適用範囲

この規格は、SHASE-S 217-2008「グリース阻集器」に準じ、日本阻集器工業会会員で製造する大形グリース阻集器について規定する。

2. 本規格の作成・改廃

この規格の作成・改廃は、技術委員会において審議し、総会の承認を得て行うものとする。

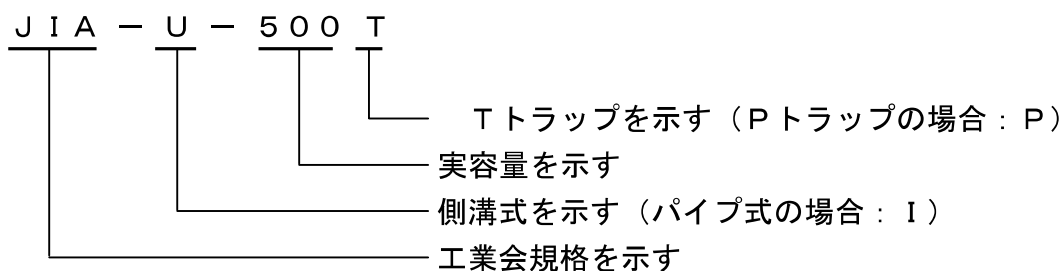
3. 種類

種類は、型式・品番によって次の3種類とする。

表 - 1 大形グリース阻集器の種類

型式	品番	実容量 (L)	導入方法	トラップ構造
J I A	U- 500T	500	側溝式	Tトラップ
	U- 500P		側溝式	Pトラップ
	I- 500T		パイプ式	Tトラップ
	I- 500P		パイプ式	Pトラップ
	U- 800T	800	側溝式	Tトラップ
	I- 800T		パイプ式	Tトラップ
	U-1000T	1000	側溝式	Tトラップ
	I-1000T		パイプ式	Tトラップ

型式・品番の表示は、次による。



4. 主要部の材料

大形グリース阻集器本体主要部の材料は、表－２による。

表－２ 主 要 部 の 材 料

番 号	名 称	材 料	記 号	関 連 規 格
1	本 体	冷間圧延ステンレス鋼板	SUS304	JIS G4305
		熱間圧延ステンレス鋼板	SUS304	JIS G4304
2	隔 板	冷間圧延ステンレス鋼板	SUS304	JIS G4305
3	バスケット	金網・パンチングメタル またはエキスパンドメタル	SUS304	--
4	ト ラ ッ プ	排水用硬質塩化ビニル管継手	DT	JIS K6739
		配管用炭素鋼鋼管	SGP	JIS G3452

大形グリース阻集器マンホールふたの主要材料は、表－３による。

表－３ ふ た 主 要 部 の 材 料

番 号	名 称	材 料	記 号	表 面 処 理
1	ふ た	縞鋼板又 は同等品 以 上	SS400 相当または S U S 3 0 4	SS400 の場合は、防 錆 塗 装 処 理
2	受 枠	等辺山型 鋼又は同 等品以上	SS400 相当または S U S 3 0 4	SS400 の場合は、防 錆 塗 装 処 理

5. 性 能

大形グリース阻集器の阻集効率は、SHASE-S 217-2008「グリース阻集器」により、表－４の通りとする。

表－４ 阻 集 効 率

型 式 ・ 品 番	阻 集 効 率	
	各 回 阻 集 効 率	累 積 阻 集 効 率
J I A - 5 0 0	8 5 % 以上	9 0 % 以上
J I A - 8 0 0		
J I A - 1 0 0 0		

6. 構造及び寸法

- (1) 大形グリース阻集器本体の構造は、表－5による。
各部寸法の詳細は、付図1～8とする。
- (2) バスケットの網のメッシュは、概ね6メッシュとし、パンチングメタルの穴径は、3～5mmとする。
- (3) 流入口、流出口の接続形状は、注文者と協議の上決定することとする。
- (4) マンホールふたについては、耐水・耐食・耐熱材料で、さらに阻集器内の点検および掃除を容易かつ安全に行うことができる重量・大きさならびに強度を考えて製作のこととする。
- (5) マンホールふたの強度目安は、表－6による。付図9～14は参考図とする。

表－5 阻集器本体の構造

型式	品番	流入口の形態	流入管の口径	トラップの形態	流出管の口径	設置方法
J I A	U- 500T	側溝式	--	Tトラップ	125A	埋設型
	U- 500P	側溝式	--	Pトラップ	150A	床吊型
	I- 500T	パイプ式	125A	Tトラップ	125A	埋設型
	I- 500P	パイプ式	125A	Pトラップ	150A	床吊型
	U- 800T	側溝式	--	Tトラップ	150A	埋設型
	I- 800T	パイプ式	150A	Tトラップ	150A	埋設型
	U-1000T	側溝式	--	Tトラップ	200A	埋設型
	I-1000T	パイプ式	150A	Tトラップ	200A	埋設型

表－6 マンホールふたの強度目安

ふたの種類	安全荷重	許容通過車両
標準ふた	3 k N (307 kgf)	厨房内の手押車(総重量600kg)程度
荷重ふた	5 k N (511 kgf)	小型乗用車(総重量2000kg)程度

7. 品質

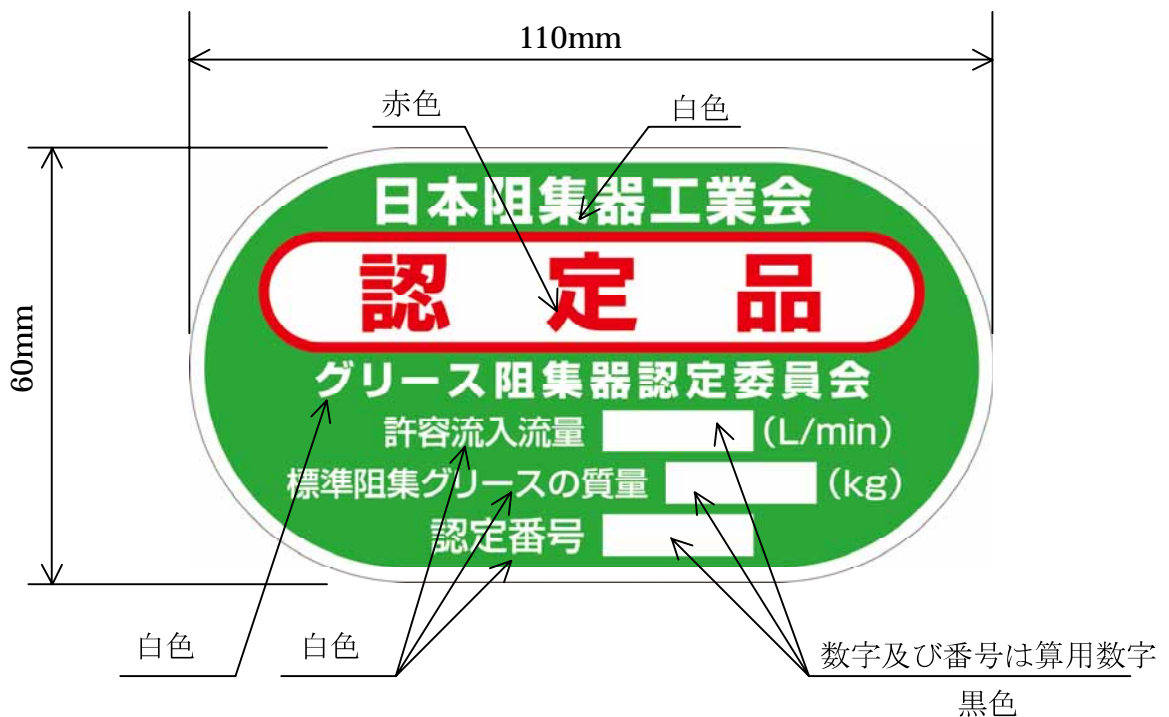
- (1) 阻集器本体は、内外面ともに滑らかで、有害な傷・溶接欠点等があってはならない。
- (2) 阻集器内に設けるトラップ部の接合部分は、接着剤等で堅固に固定する。
- (3) 阻集器本体及びマンホールふたの寸法許容差は、認定委員会規程・規則集付表-1「申請寸法と実測寸法との許容差」とし、本体容量の許容差は±5%以内とする。

8. 水張試験

阻集器本体は、流入・流出口に栓をし、満水状態に水を入れ、1時間以上放置し、水漏れその他欠点のないこと。

9. 表示

阻集器本体内部の水没しない見やすい位置に、認定証票をはり付けるものとする。



日本阻集器工業会認定証票

10. その他

「グリース阻集器標準据え付け図」を付図15

「グリース阻集器・保守・管理について」を付図16とする。